

○東京藝術大学「Artの力賞」選考要領

〔平成29年3月12日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、Artの力賞の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 Artの力賞とは、教育研究の一層の推進と、優れた芸術文化活動の充実を図ることを目的として、美術学部および大学院美術研究科修士課程の学生（以下「学生」という。）で特に優秀な者を選考し、奨励金を授与して表彰する奨学金制度をいう。

(選考対象学生)

第3条 選考対象学生は当該選考年度の美術学部卒業見込者、または大学院美術研究科修士課程修了見込者で、当該年度の卒業・修了作品展に作品を出品した者とする。

(選考手続)

第4条 Artの力賞は、Artの力賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）において候補者を選考し、美術学部教授会で決定する。

(選考委員会及び選考方法)

第5条 選考委員会は次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 美術学部長

(2) 委員長が必要と認める者

2 選考委員会に委員長を置き、美術学部長をもって充てる。

3 選考委員会の招集は委員長が行う。

4 選考方法については、選考委員会が別に定める。

(選考人数)

第6条 Artの力賞の選考人数は、原則として1名とする。ただし、これにより難しい場合は選考委員会の審議に基づき、当該年度に限って人数を変更することができる。

(作品の寄贈)

第7条 Artの力賞を受賞した学生は、Artの力賞の寄附者に作品を寄贈するものとする。

2 寄贈する作品は、原則として当該年度の卒業・修了作品展に出品した作品とする。ただし、これにより難しい場合、当該受賞学生、選考委員会並びにArtの力賞の寄附者が協議の上、当該受賞学生が制作した任意の作品とすることができる。

(財源及び授与額)

第8条 Artの力賞は、Artの力賞基金により運営するものとする。

2 Artの力賞の奨励金は、50万円とし、原則1名に授与する。ただし、選考委員会の審議により人数が変更された場合はこの限りではない。

(選考結果の通知及び報告)

第9条 Artの力賞の受賞者には、文書により選考結果を通知するものとする。

2 Artの力賞基金の寄附者に対し、当該年度のArtの力賞選考結果を報告するものとする。

(授賞式)

第10条 Artの力賞の受賞者については、関係者出席のもとに授賞式を行い、表彰状を授与するものとする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるものの他、Artの力賞に関し必要な事項は選考委員会
が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年3月12日から施行し、平成29年1月1日から適用する。